第2次多賀城市男女共同参画推進計画

史都 多賀城 共生と協働、総参画による市民総活躍推進プラン

令和3年4月 多賀城市

この度、令和3年度を初年度とする第2次多賀城市男女共同参画推進計画を策定しました。

平成11年の男女共同参画社会基本法制定から20年が経過し、様々な分野で男女共同参画が推進される中、本市では平成23年に第1次となる男女共同参画推進計画を策定し、基本法に示す男女共同参画社会の形成に取り組んでまいりました。

この間、少子高齢化の急激な進行と共に生産年齢人口と総人口の減少が一層顕著になり、各地で豪雨 災害による大きな被害が発生し、また、この1年は新型コロナウイルスの感染が拡大するなど市民生活 や地域経済にとっての大きな脅威となっています。

このような中にあって、山積する困難な課題を解決し、心豊かで幸せな暮らしを将来に渡って可能と する我がまち多賀城をつくることが、今を生きる私たちに課せられた使命であり、市民総参画によるま ちづくりが必要と考えています。

まちづくりの最大の資源は「人材」に他なりません。老若男女、障害の有無などに関わりなく全ての 市民が個人として尊重され、それぞれが能力を発揮し、自分らしい多様な生き方が選択でき、喜びと責 任を共に分かち合う社会の実現がますます重要になっており、その意味において当該計画で理念やビジョンを掲げ、地域社会で共有することはますます重要になっています。

私が目指している「日本で一番暮らしやすいまち」に向けて、市民のチカラを結集し、市民と共に取り組んでいくため、当該計画の運用を通して求められる男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

今後とも市民の皆様の御理解とお力添えをお願いいたします。

なお、計画策定に当たり、貴重な御指導と温かい激励をいただきました11名の計画策定アドバイザーの皆様に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

目次

第1章	章 男女共同参画社会推進に関する経過	1 -
1	これまでの経過	2-
2	白書や世論調査等に見る国の状況	3 -
3	本市における前期計画期間中の具体的取組	5 -
4	成果指標の動き	6-
5	市職員、市議会の状況	7 -
第2	章 男女共同参画社会推進に関する昨今の社会環境	9 -
1	人口減少	10 -
2	潜在化している女性の力	14 -
3	多発する自然災害	15 -
4	重要性が増す地域の住民自治	16 -
5	更なる多様性の確保―性的マイノリティへの配慮―	16 -
6	新型コロナウイルスの感染拡大	17 -
第3章	章 基本計画	18 -
1	基本理念	19 -
2	プランの目指す 3 つの基本目標	
3	プランの名称・期間	20 -
4	第2次プランの性格	20 -
5	第 2 次プランの目標	21 -
6	プランの位置付け	
7	プランの体系	
8	第 2 次プランに向けた現状と課題	
2	基本目標 I 人づくり〜みんなを尊重する心を育む意識づくり〜	
2	基本目標 $ \mathbb{I}$ まちづくり〜みんなの意見が反映されるまちづくり〜	
2	基本目標Ⅲ 環境づくり〜みんなが活き活き暮らせる環境づくり〜	23 -
	章 第2次プランの内容	
	2 次プランの重点項目	
重	点項目1 人権の尊重と男女共同参画の理解促進、意識醸成	
-	ア 課題・取組の方向性	
	イ 施策、事業の基本方針	
ſ	ウ 具体的な取組	
	エ 指標と目標値	
重	点項目 2 多様性の理解と尊重	
-	ア 課題・取組の方向性	
	イ 施策、事業の基本方針	
ſ	ウ 具体的な取組	28 -

エ	指標と	:目標値(第2次プラン計画期間中:累計)	28 -
重点項	100円	女性の職業生活における活躍の推進	28 -
ア	課題•	・取組の方向性	28 -
1	施策、	事業の基本方針	29 -
ウ	具体的	りな取組	29 -
エ	指標と	二目標值	30 -
重点項	目 4	地域住民自治への総参画	30 -
ア	課題・	・取組の方向性	30 -
1	施策、	事業の基本方針	30 -
ウ	具体的	りな取組	30 -
エ	指標と	二目標値(第6次総合計画:前期目標値)	31 -
重要項	11月5	ワーク・ライフ・バランスの推進	31 -
ア	課題・	・取組の方向性	31 -
1	施策、	事業の基本方針	31 -
ウ	具体的	りな取組	31 -
エ	指標と	二目標值	32 -
重点項	1目6	健康の推進	32 -
ア	課題・	・取組の方向性	32 -
1	施策、	事業の基本方針	33 -
ウ	具体的	りな取組	33 -
エ	指標と	二目標值	33 -
重点項	1111	DV、虐待、ハラスメント、性暴力の根絶	33 -
ア	課題・	・取組の方向性	33 -
1	施策・	・事業の基本方針	35 -
ウ	具体的	りな取組	35 -
エ	指標と	二目標值	35 -

第1章 男女共同参画社会推進に関する経過

1 これまでの経過

少子高齢化が進み経済社会が成熟化する中、豊かで活力のある社会を実現するため男女共同参画 社会の実現が緊要な課題となっている背景から、平成 11 年に男女共同参画社会基本法(以下「基本法」といいます。)が制定されました。基本法の第2条第1項では、男女共同参画社会の形成を "男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参 画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するこ とができ、かつ、ともに責任を担うべき社会の形成"と定義しています。以降、平成 12 年には第 1 次男女共同参画社会推進基本計画が閣議決定され、以後平成 27 年まで 4 次に渡り基本計画が閣議決定され男女共同参画社会が推進されています。

また、女性活躍推進に関しては、昭和60年に男女雇用機会均等法、平成3年に育児休業法(現育児介護休業法)、平成15年に次世代育成支援対策推進法がそれぞれ制定され、雇用における男女の均等や仕事と家庭の両立支援を推進しており、さらに平成27年には女性活躍推進法が施行され、すべての女性が輝く社会づくりが進められています。

一方、宮城県においては平成 13 年に宮城県男女共同参画社会推進条例を制定し、平成 15 年に第 1 次宮城県男女共同参画社会推進基本計画を策定し、今日にあっては平成 29 年に策定した第 3 次基本計画に基づき男女共同参画社会の推進に取り組んでいます。

本市においては、平成 19 年に市民の企画運営による男女共同参画シンポジウムが開催される等、関心が喚起され計画策定の機運が高まる中、平成 20 年から計画策定に取り組み、平成 23 年に多賀城市男女共同参画推進計画「史都 多賀城 やさしさ共生プラン ~認め合い 育み合いともに歩む社会実現のために~」を策定し、諸事業を展開してまいりました。この計画期間が令和3年3月末で終了します。引き続き基本法に示す男女共同参画社会の形成に取り組むことが重要となっており、今日顕在化している様々な問題・課題に対応すべくテーマを絞り込み重点的に取り組んでいくことが必要になっています。

このような背景から、本市では令和3年度を初年度とする10年間の第2次計画を策定し、男女共同参画社会の一層の推進に努めてまいります。

なお、この計画書では、前期計画を第1次プラン、今期計画を第2次プランといいます。

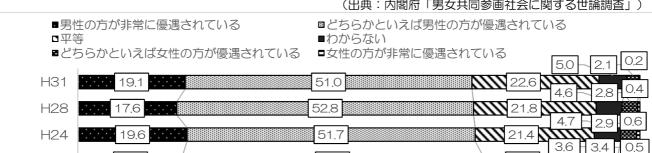


2 白書や世論調査等に見る国の状況

令和2年版男女共同参画白書(以下「2年白書」といいます。)によると、我が国のジェンダー・ギャップ指数(GGI)(※1)は 153 か国中 121 位と低迷しており、また 15~64 歳女性の就業率は 69.6%と OECD 平均 60.9%をやや上回るものの 35 か国中 14 位となっています。女性の年齢階級別労働力率いわゆる M 字カーブ(※2)も年を追う度に緩やかにはなってはいるものの、スウェーデンやドイツ、フランス、米国は M 字カーブを描いていません。

一方、6歳未満の子を持つ夫婦の家事・育児関連時間は妻 7 時間 34 分、夫 1 時間 23 分となっており、国際比較を見ると、欧米諸国と比較し日本は妻の時間が最も長く、夫の時間が最も短い結果となっています。また、夫婦共働きが増えているにもかかわらず妻が育児、家事に充てる時間は夫の 2 倍強という負担増の実態をマスコミ各社が報じました。平成 30 年の合計特殊出生率(※3)は 1.42 で人口を維持できる水準である 2.07 に遠く及ばず、政府が示す希望出生率(※4) 1.8 に対しても未だ開きがあり、出生数も年々減少し、少子化、人口減少も依然として進行しています。

図表―1 は内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」における社会通念・習慣・しきたりなどにおける男女の地位の平等感に関する結果で、平成 21 年から 10 年間の回答の動きを表しています。



53.2

図表―1 社会通念・習慣・しきたりなどにおける男女の地位の平等感 (出典:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」)

20.6

「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた男性優遇の回答は平成21年の71.9%が平成31年で70.1%であることに対し、女性優遇は平成21年の3.9%が平成31年には2.3%、平等は平成21年の20.6%が平成31年22.6%という結果になっています。結果に経年で大きな変化はなく、依然として男性優遇の回答が女性優遇を大きく上回っています。

H21 18.7

^{※1} ジェンダー・ギャップ指数(GGI):世界経済フォーラムが、各国の男女間の格差を数値化しランク付けしたもの。経済、教育、健康、政治の4つの分野のデータから算出される。

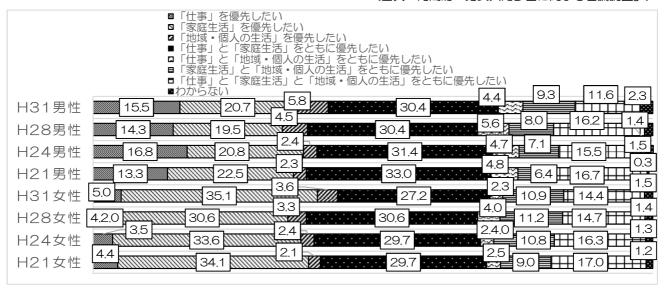
^{※2} M 字カーブ:日本における女性の年齢階級別労働力率において、グラフ化したときに描かれる M 字型の曲線。 結婚や出産を機に仕事を辞め、子育てが一段落した後に再就職する人多いことが可視化されたもの。

^{※3} 合計特殊出生率:一人の女性が生涯に産む子供の数の平均に相当するとされるもの。

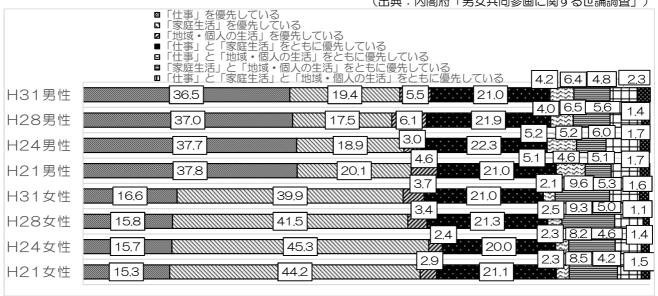
^{※4} 希望出生率:内閣府が進める一億総活躍社会に向けた「新3本の矢」のひとつ。若い世代における結婚、妊娠、 出産、子育ての希望が叶うとした場合の出生率。

図表―2、3 は内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」におけるライフスタイルやワーク・ライフ・バランス(※5)に関する調査結果です。図表―2 が理想とするライフスタイルであることに対し図表―3 はその現実の回答です。

図表-2 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方(理想) (出典:内閣府「男女共同参画に関する世論調査」)



図表―3 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方(現実) (出典:内閣府「男女共同参画に関する世論調査」)



それぞれ経年で大きな変化はありません。図表-2(理想)によると平成31年調査結果における 仕事を優先したい男性が15.5%に対して女性は5.0%、家庭生活を優先したい男性が20.7%に 対して女性は35.1%で、男は仕事、女は家庭という伝統的な男女の役割意識が垣間見られます。 仕事と家庭生活を共に優先したいというワーク・ライフ・バランスを理想とする回答は図表-2(理想)のとおり男性30.4%、女性27.2%に対して、図表-3(現実)は、男性女性共に21.0%でこの分野における理想と現実の差異が明らかになっています。

^{※5} ワーク・ライフ・バランス: 「仕事と家庭の調和」と訳され、国民ひとりひとりが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らの希望に沿った形で、やりがいや充実感を持ちながら人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

3 本市における前期計画期間中の具体的取組

本市では、平成 24 年度から平成 31 年度までの前期計画期間中、講演会や講座等が 25 回開催され、約 1,700 名の参加がありました。講座、講演会、ワークショップ、パネル展示等の開催経過は図表-4 のとおりです。

また男女共同参画に関する話題を「男女共同参画 NEWS」として計 11 回発行し、普及啓発に取り組みました。

図表-4:講座、講演会、ワークショップ等の取組経過

		-4:講座、講演		
年度	事業名	日程	対象	参加数
24	人権啓発講演会	9/8	市民	400
Z 4	防災をテーマに男女共同参画リーダー養成講座	10月~5回	11	18人×5回
25	子育てのパートナーシップ講座	9月~3回	11	18人×3回
	男女共同参画の視点からの防災対策実践講座	2/19	11	40
26	男女共同参画研修会	10/16 、 2	市民、職員	180人×2回
20	男女共同参画の視点からの防災対策実践講座	3/18	市民	50
	防災のカギは女子カワークショップ	3/19	女性市民	30
	女性のためのリーダーシップ、コミュニケー ションセミナー	1/16	女性管理職	30
27	みんなの働くを考えるたが女子会ワークショップ	2月~2回	女性市民	10人×2回
	子育てファミリー防災講座	3/28	子育て市民	20
	男女共同参画を考える映画「うまれる」鑑賞会 (人権啓発事業と連携して開催)	7月~2回	市民	60
28	男女共同参画の視点の防災実践講座	8/25	市民	20
20	多様な性を考える What's LGBT? 企画写真展「OUT IN JAPAN」	11/3~ 11/15	市民	
	男性にとっての男女共同参画リーダー養成講座	11/15	男性市民	30
	IDAHO(※6) メッセージ展 (LGBT(※7) 写真展) *	5/3~5/21	市民	
	たがさぽIDAHO展	11	11	
29	男女共同参画を考える映画「ずっと、いっ しょ」鑑賞会(人権啓発事業と連携して開催)	9/9	市民	210
	LGBTに対する職員の心構え講座	1/16	教員、市職 員	90
	LGBTを知るパネル展	1/23~2/2	市民	
	IDAHOメッセージ展 *	5/3~5/20	11	
30	IDAHOトークイベント「災害時も"多様な性に YES"と言えるのか!?」 *	5/20	11	50
	DV (※8) 気づき講座	12/1	11	10
	IDAHOメッセージ展 *	5/10~ 5/30	11	
31	「虹色の朝が来るまで」上映会、トークイベント *	5/18	市民	90
	DV予防啓発講座(子育て支援課との共催)	8/30	支援者等	70
	講座、後援会、ワークショップ等の参			1,724

^{※6} IDAHO(アイダホ):毎年5月17日、「LGBT 嫌悪に反対する国際デー」として世界的に知られている記念日のこと。日本では2014年から日本記念日協会が「多様な性にYESの日」として認定している。

^{※7} LGBT: レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれたときの性別とは異なる性を自認している人)の各英単語の頭文字を組み合わせた表現。

^{※8} DV:ドメスティック・バイオレンスの略称。配偶者や恋人、親子など親しい間柄(過去にあった関係も含む)にあるパートナーから振るわれる暴力・虐待のこと。殴る蹴る等の身体的暴力のほか、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力が含まれる。

^{*}たがじょう IDAHO 実行委員会主催(市後援)

4 成果指標の動き

この計画の成果指標は、「男女共同参画の理念が実現され、住みよい多賀城になったと感じる市民割合」としました。前期計画期間中の成果指標の動きは図表-5のとおりです。

図表-5:成果指標の動き

	年度	目標値	実測値	
第 1 次プラン時点	H22	_	55.9%	
平成 27 年度目標値	H27	62.5%	58.3%	
令和 2 年度末目標値	R2	70.0%	52.4%	

(活用データ: まちづくりアンケート(※9)「あなたは、多賀城市が性別や国籍などに関係なく、一人ひとりが地域の中で安心して暮らせるまちだと思いますか。」で「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の回答割合)

この指標は、市が毎年行っているまちづくりアンケートの結果を活用しており、図表-5の下に記載しているとおり、設問に対する回答割合です。平成22年度55.9%だった割合が平成27年度には58.3%、令和2年度で52.4%となっており、設定した目標値である70.0%には及ばず、目標未達成となっています。

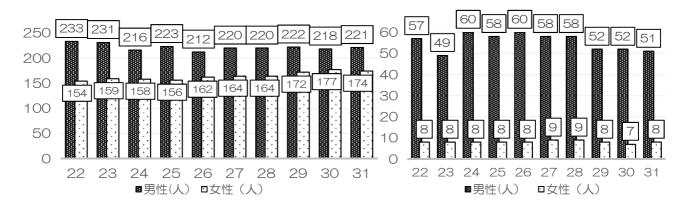
^{※9} まちづくりアンケート:多賀城市のまちづくりの進み具合を見るものさし(成果指標)をあらかじめ設定し、現状値を把握するために実施するアンケート調査。多賀城市の住民基本台帳に登録されている満20歳以上の方3,000人を対象に毎年実施している。

5 市職員、市議会の状況

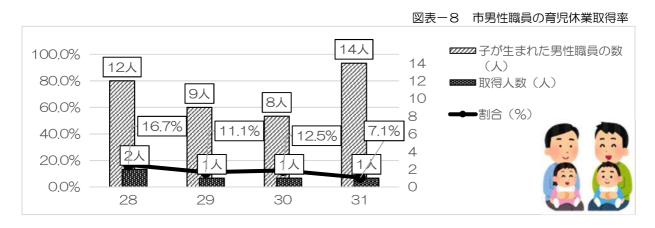
多賀城市職員の男女比を示すのが図表一6、7です。

図表―6 市職員の男女比(一般職員)

図表-7 市職員の男女比(管理職)



市職員の男女比では、平成 22 年が職員数 387 人のうち女性職員が 154 人で、これに対し平成 31 年は 395 人中 174 人が女性で、人数で 20 人、構成比で 4.3 ポイント増の 44.1%となっています。女性管理職については平成 22 年が 65 人中 8 人、平成 31 年が 59 人中 8 人、13.6%となっています。2 年白書によると、平成 31 年市区町村女性本庁課長職相当の構成割合は 17.2%なので、本市はやや下回っています。職員の男女比は年々縮まってきていますが、女性管理職数が依然として増えない要因は年齢構成の影響があると考えられます。市職員の管理職は 50 歳代職員がそのほとんどを占めていますが、令和 2 年におけるこの階層の男性職員が 63 人に対し女性は 21 人で構成としては 25%となっています。近年、女性職員の採用が増加していることから、今後も男女比率に応じて女性管理職が増加するものと考えられます。令和2年度に実施した職員アンケートによると、本市の女性職員は全体的に昇進することに消極的な傾向があり、主な理由は「精神的負担が大きくなるから(40 件)」等でした。今後は、多賀城市人材育成基本方針に基づき、マネジメントカの向上を図る研修や、経験不足を補うための育成機会を創出する必要があります。



また、図表-8は市男性職員の育児休業制度の利用状況です。

女性職員の取得率は 100%であるものの、男性職員は図表-8のとおり平成 31 年度が 7.1%で、2 年白書による地方公務員の取得率 5.6%をやや上回るものの相対的に低い状況にあります。

図表-9 は市職員の年次有給休暇の取得状況です。

図表-9 市職員の年次有給休暇取得状況 単位:日

			0 1-4907-07 1.7		$+$ $\stackrel{\dots}{\sim}$ \cdot \square
年	対象職員数	付与日数	取得日数	平均取得日数	取得率
22	447人	16,970	4,051	9	23.9%
23	441人	16,824	3,872	8	23.0%
24	435人	16,621	4,370	10	26.3%
25	436人	16,378	3,933	9	24.0%
26	453人	17,071	4,067	9	23.8%
27	453人	16,993	3,947	8	23.2%
28	446人	16,994	4,465	10	26.3%
29	448人	17,025	4,827	11	28.4%
30	450人	16,883	4,809	11	28.5%
31	447人	16,547	4,678	10	28.3%

年次有給休暇取得率は増加傾向にありますが、平成31年の取得率は28.3%であり、2年白書による取得率52.4%(厚生労働省「就労条件総合調査」より算定。)と比較しても低い状況となっています。

図表-10 は市職員の時間外勤務(休日勤務含む)状況です。

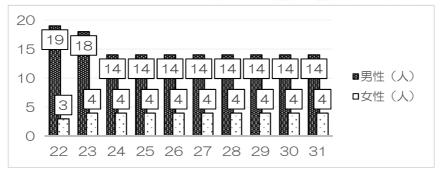
図表-10 市職員時間外勤務状況 単位:時間

年	時間外勤務年間総時間数	職員一人当たり時間	一人当たり月平均時間
22	109,315	289	24
23	117,905	309	26
24	72,941	197	16
25	92,362	247	21
26	101,368	268	22
27	102,840	274	23
28	89,261	231	19
29	83,923	220	18
30	71,593	183	15
31	79,858	206	17

平成 23 年は東日本大震災の影響により一時的に時間外勤務時間数が増加していますが、以降は減少傾向にあります。平成 31 年では月平均で 17 時間の時間外勤務が発生しています。

図表-11は市議会議員の男女比です。

図表-11 市議会の議員男女比(人数)



※条例の改正により、 平成24年から議員定 数は4人減の18名 になりました。

本市議会議員は定数 18 人中、女性議員は 4 名、構成比 22%でこの数値に変化はありません。 以上のことから、本市においては女性活躍の視点から見ると市職員の女性管理職割合の上昇、女性 市議の増加が望まれると同時に、ワーク・ライフ・バランスの観点から男性職員の育児休暇取得の 促進とともに、年次有給休暇の取得、時間外勤務の縮減が求められます。 第2章 男女共同参画社会推進に関する昨今の社会環境

1 人口減少

【国の人口動向】

図表-12 は国立社会保障・人口問題研究所(※10)による平成 29 年に公表された全国の将来推計人口(出生中位、死亡中位)です。



西暦	総数	O~14歳	15~64 歳	65~74 歳	75 歳以上
2015年	127,095	15,945	77,282	17,546	16,322
2025年	122,544	14,073	71,701	14,971	21,800
2035年	115,216	12,457	64,942	15,219	22,597
2045年	106,421	11,384	55,845	16,426	22,767
2055年	97,441	10,123	50,276	12,581	24,462
2065年	88,077	8,975	45,291	11,330	22,479
2075年	78,564	8,119	40,427	10,442	19,576
2085年	70,381	7,262	36,109	9,371	17,640
2095年	63,125	6,450	32,512	8,151	16,011
2105年	56,485	5,801	29,026	7,504	14,154
2115年	50,555	5,200	25,924	6,712	12,720

図表—12 のとおり 2015 年の人口総数は 1 億 2,709 万 5 千人ですが、国勢調査における 2010 年人口総数は 1 億 2,805 万 7 千人であり、我が国は既に人口減少局面に入っています。 2115 年の総人口は 5,055 万 5 千人と推計されており、100 年間で 7,654 万人の減少が見込まれています。生産年齢人口 15~64 歳は、2015 年 7,728 万 2 千人が 2115 年には 2,592 万 4 千人に、5,135 万 8 千人の減少が見込まれます。一方、後期高齢者である 75 歳以上人口は 2015 年の 1,632 万 2 千人が 40 年後 2055 年の 2,446 万 2 千人まで増加する見込みです。

2015年の1,632万2千人が40年後2055年の2,446万2千人まで増加する見込みです。 従って、今日の人口減少は生産年齢人口が減少しながら高齢者が増加し、同時に総人口が減少するという傾向が見て取れます。

^{※10} 国立社会保障・人口問題研究所:厚生労働省の施設等機関。人口、経済、社会保障の調査研究を通じて国民の福祉の向上に寄与することを目的としている機関。

図表-13は、70歳以上から10歳刻みの高齢者人口の推計です。

35,000 30,000 25,000 20,000 ■-80歳以上 15,000 **─**90歳以上 10,000 △-100歳以上 5,000

図表-13 将来推計人口(全国)、70歳以上抜粋 単位:千人

西暦	70 歳以上	内 80 歳以上	内 90 歳以上	内 100 歳以上
2015年	24,109	9,969	1,786	62
2025年	29,607	13,308	3,121	133
2035年	29,711	16,293	4,254	256
2045年	31,443	15,551	5,292	380
2055年	30,998	17,519	5,071	491
2065年	27,991	17,028	6,416	547
2075年	24,822	14,315	5,617	715
2085年	22,355	12,942	4,612	564
2095年	20,090	11,803	4,337	474
2105年	17,925	10,473	3,912	446
2115年	16,116	9,346	3,431	401

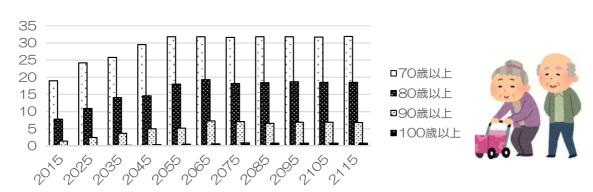
80 歳以上人口のピークは 2055 年の 1,751 万 9 千人ですが、90 歳以上人口のピークは 2065年で641万6千人、さらに100歳以上は2075年がピークで71万5千人と予測され ており、高齢者は増加とともにさらなる高齢化、長寿化の傾向にあります。

図表-14、図表-15は構成比です。

100% 75歳以上 120,000 ----65~74歳 80% 100,000 15~64歳 80,000 60% ₩₩₩ ○~14歳 60,000 ━●━総数 40% 40,000 20% 20,000 0%

図表-14 人□構成率(全国) 単位:%

図表-15 人□構成率(全国)、70歳以上抜粋 単位:%



0~14歳、15~64歳の構成比が一貫して減少するのに対して 75歳以上の構成比は 2065年にピークを迎えますが、以降ほとんど変化しません。つまり高齢者の構成比は高止まりで推移するといえます。

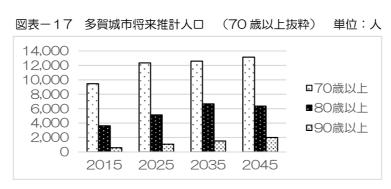
【多賀城市の人口動向】

図表—16、17は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 30 年)における本市の人口予測です。

62,096 58,416 52,741 60,000 45,821 50,000 75歳以上 40,000 ┅65~74歳 30,000 15~64歳 20,000 ■○~14歳 10,000 ●
●
総数 0 2015 2025 2035 2045

図表-16 多賀城市将来推計人口 単位:人

西暦	総数	O~14 歳	15~64 歳	65~74 歳	75 歳以上
2015	62,096	8,769	39,636	7,495	6,196
2025	58,416	7,384	35,311	7,048	8,673
2035	52,741	6,177	30,418	6,621	9,525
2045	45,821	5,106	23,973	7,365	9,377



西暦	70 歳以上	内 80 歳以上	内 90 歳以上
2015	9,451	3,605	565
2025	12,353	5,115	1,058
2035	12,585	6,663	1,493
2045	13,141	6,337	1,992

本市の人口推計を見ると、総人口 6 万 2,096 人が 30 年後の 2045 年には 4 万 5,821 人まで減少し、生産年齢人口は 3 万 9,636 人が 2 万 3,973 人に減少するものの、75 歳以上は 6,196 人が 9,377 人に増加します。80 歳以上は 3,605 人が 6,337 人に、90 歳以上は 565 人が 1,992 人にそれぞれ増加し、生産年齢人口が減少し高齢者が高年齢化しながら増える傾向は本市も同様です。

生産年齢人口の減少は、様々な分野での著しい人手不足が想定されます。総務大臣主催の研究会「自治体戦略 2040 構想研究会」では公的部門と民間部門で少ない労働力を分かち合う必要があるとして、半分の職員数でも担うべき機能が発揮される自治体を目指す必要があることを指摘しています。民間企業においても、財務省財務総合政策研究所の「フィナンシャル・レビュー」2017年3号に村上義昭、児玉直美、樋口美雄による論文「地域別企業数将来推計」が掲載されていますが、この中で全国の企業数・従業者数を推計しており 2015年末の 420 万 5,398 社から 2040年末には 295 万 6,245 社に減り、従業員数も 5,845 万 7,143 人から 4,598 万 1,367 人に減るという結果を掲載しています。

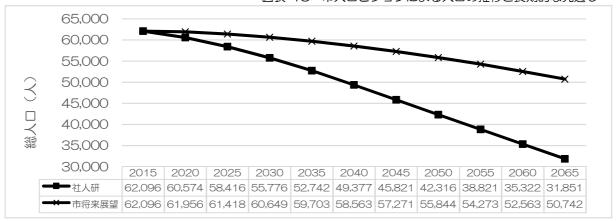
高齢者の増加により、高齢世帯や独居高齢者が増加するとともに、医療、介護、年金、福祉等社会保障費が増大すると想定されます。2年白書によると2018年の男性の平均寿命が81.25歳、対して健康寿命は72.14歳、女性は87.32歳に対して74.79歳、つまり男性で約9年、女性で約12年は医療、介護等が必要な期間といえます。また、65~74歳の要支援、要介護認定率は4.3%ですが、75歳以上では32.5%に増加します。

一方、生産年齢人口は購買力の旺盛な階層と言え、労働力不足に加えて消費減少による経済縮小、 税収減少の同時進行が想定されます。

こうした人口減少、人手不足社会の到来を受け、国は平成 26 年にまち・ひと・しごと創生基本 法を制定し、同時にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し人口減少に歯止めをかけるべく取り 組んでいます。本市でも平成 26 年に多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し様々な取 組を行い、令和元年 12 月には当該戦略を改定し、地方創生を目指し①「TAGAYASU」プロジェクト(文化交流拠点の整備)②さんみらい多賀城復興団地(津波復興拠点の整備)③たがじょうで たのしく そだつ プロジェクト(たがじょうすくっぴープランの推進)の3つの重点プロジェクトに取り組んでいます。こうした取り組みによって、図表-18、図表-19の人口ビジョンを掲げています。

少子化と高齢化、生産年齢人口減少が同時に進行するのが今日の人口減少です。あらゆる分野で 人口減少を意識した取組が必要ですが、とりわけこの計画分野においては様々な分野で発生が予測 される人手不足への対応、子育てや介護、高齢者の生活支援、健康寿命延伸等も重要なテーマにな ります。

図表-18 市人口ビジョンによる人口の推移と長期的な見通し



図表-19 市独自推計の年齢3区分

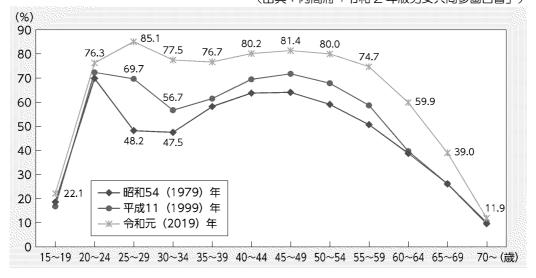
区分	2010	2015	2020	2030	2040	2050	2060
総人口	63,060	62,096	61,956	60,649	58,563	55,844	52,563
年少人口	9,455	8,769	8,184	7,536	7,878	7,803	7,179
(O~14歳)	15.0%	14.1%	13.2%	12.4%	13.5%	14.0%	13.7%
生産年齢人口	42,016	39,636	38,273	36,047	31,912	28,686	27,655
(15 歳~64 歳)	66.6%	63.8%	61.8%	59.4%	54.5%	51.4%	52.6%
老年人口	11,589	13,691	15,499	17,066	18,773	19,356	17,730
(65 歳以上)	18.4%	22.0%	25.0%	28.1%	32.1%	34.7%	33.7%

2 潜在化している女性の力

図表-20は2年白書における女性の年齢階級別労働力率です。

これによると、25歳くらいからの女性の労働力率が低下するのは、結婚、出産を機に離職する人数が一定数いることを表しています。年々このカーブはゆるやかになっていますが、まだ 20 歳代後半で減少する傾向が認められます。

図表-20 年齢階級別労働力率 (出典:内閣府「令和2年版男女共同参画白書」)



人口減少における著しい人手不足社会が想定される中、必ずしも活かしきれていない女性の力に着目し、女性の活躍推進が日本全体の重要課題になっています。政府は、平成26年10月に「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、さらに平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定しました。様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、潜在化している「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながることを目指しての動きと言えます。

我が国における今日の男女共同参画推進にあっては、とりわけ女性の活躍を推進すること、女性が経済社会において様々な参画の機会を得て様々な意思決定過程に参画し、経済社会をもっとよくする力や新しくする力を持つこと、能力を発揮すること、責任を分担することが重要であり、そのための環境整備が求められています。

3 多発する自然災害

本市は東日本大震災の津波被災地です。市域の3割強が津波で被災し、市内で188人が犠牲になりました。遡れば昭和53年の宮城県沖地震、昭和61年の8.5豪雨災害、平成2年には3回の豪雨災害、平成6年の9.22豪雨災害等幾度となく被災しました。

全国に目を向けると、図表-21 のとおり東日本大震災以降でも多数が犠牲になる災害が毎年のように発生しています。

	図表-21 近年の大きな災害(令礼2年7月時点)				
種別	災害名	発生年月日	犠牲者数		
大雨	九州北部豪雨	H24.7.11~	33人		
11	26年8月豪雨(広島土砂災害)	H26.8.20~	77人		
噴火	御嶽山噴火	H26.9.27	63人		
大雨	27年9月関東・東北豪雨(茨城等)	H27.9.9~	20人		
地震	28 年熊本地震	H28.4.14~	267人		
大雨	28年台風10号(岩手県等)	H28.8.26~	29人		
11	九州北部豪雨	H29.6.30~	44 人		
地震	大阪府北部震源地震	H30.6.18	4人		
大雨	西日本豪雨	H30.6.28~	224人		
地震	北海道胆振東部地震	H30.9.6	41人		
大雨	台風 19号	R1.10.12	89人		
大雨	 令和2年7月豪雨	R2.7.3~	82 人		

図表-21 近年の大きな災害(令和2年7月時点)



近年、豪雨災害が多発し、犠牲者も少なくありません。平成30年8月に、平成25年から29年まで7回の特別警報が出された12道府県307市町村に対して朝日新聞社が調査を行ったところ、避難者は対象者の3%に満たなかったことを報じました。高齢者が逃げ遅れて犠牲になるケースも増えており、これは、早く避難することで救われる命が多いことを物語っています。この分野の自助、共助、公助の充実、災害時要支援者避難支援の強化が必要です。前述したように今後ますます高齢者が増え、高齢者のみの世帯、独居高齢者世帯の増加が想定されています。災害時の高齢者の避難支援は極めて大きな課題になっており、住民総参画による取組が求められます。また、避難所の運営にも男女共同参画に配慮した取組が必要です。

4 重要性が増す地域の住民自治

高齢者の生活支援、子どもたちの健全育成のための学校・家庭・地域の連携協力、災害時要支援者の避難支援や避難所での生活支援、防災減災対策、防犯・交通安全対策等、安全・安心の暮らしのため、地域の住民自治の活動領域がますます広がりを見せています。反面、自治会・町内会の加入率が低下傾向にあるとともに活動の担い手不足や役員の成り手不足が進んでいます。このギャップがこの分野における大きな課題です。

住み慣れた地域で安心して住み続けるためには前述した地域課題の解決が必要であり、このためには地域住民、地域の住民自治組織に加えて企業や団体など地域にかかわる様々な主体の総参画のもと、総力を挙げることが求められます。

5 更なる多様性の確保―性的マイノリティへの配慮―

性的マイノリティ(※11)への理解と配慮が社会的な要請になっています。本市ではLGBTの理解と配慮が複数回に渡り市議会で提起されており、無理解や無配慮が生きにくさにつながっていることの指摘がなされ、その対応が求められています。

すべての人々が尊重され、一人ひとりがかけがえのない存在としていきいきと暮らすことができる環境づくりが求められる中、同性カップルをパートナーとして認める自治体が増えています。令和2年12月末時点で69自治体がパートナーシップ制度を導入しています。

また、生産年齢人口が減少し、高齢者が増加しながら総人口が減少する今日の人口減少社会にあっては、様々な場面で著しい人手不足が顕在化するのは前述したとおりです。その意味でも老若男女、障害の有無、国籍、多数派か少数派か、等々に関わらず多くの人々が様々な分野領域に参画し、協力し、活躍できる環境整備が求められます。

^{※11} 性的マイノリティ:何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。(=性的少数派、セクシュアルマイノリティ)

6 新型コロナウイルスの感染拡大

中国湖北省武漢市で確認されたとされる新型コロナウイルスによる感染症は、急速に拡大し、世界保健機構(WHO)は令和2年3月11日にパンデミック(※12)とみられる旨の発表をしました。

我が国では 1 月 14 日に神奈川県で 1 例目が確認されて以来、各地に感染が拡大し、政府は 4 月 7 日に 7 都府県に対し新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令し、4 月 16 日にはその対象を全国に拡大し、5 月 25 日に解除に至りました。この間、感染拡大を防止するため、国民に不要不急の外出自粛や事業所に対する休業要請などが行われ、経済の著しい低迷、失業などによる生活困窮者の増加など経済社会に大きな爪痕を残すに至りました。

12月末NHK発表の我が国の累計感染者数は23万5,752人で、死者は3,505人、一方世界の感染者数は8,270万7,976人、死者は180万5,002人となっており、今もって日々感染者、死者は増加しています。国際通貨基金(IMF)ではコロナ禍で170か国が打撃を受け、世界恐慌以来の経済危機と見通す一方、国連も世界恐慌以来の景気後退の予測を発表しました。様々な分野において、引き続きコロナ禍を強く意識することが求められ、政府は新しい生活様式を示し感染拡大を防止する行動を求めています。

企業ではリモートワークやテレワークなどの新しい勤務形態を取り入れており、今後の普及拡大が想定されるなど、国民生活、経済社会において様々な新しい秩序、文化、技術が進むことが想定されます。先を見通すことが困難な今日ではありますが、男女共同参画の理念は普遍的であり、目指すべき社会の実現に取り組むことが必要です。



※12 パンデミック:ある感染症(伝染病)の世界的な大流行を表す言葉。

第3章 基本計画

1 基本理念

第1章、第2章を受け、本プランの基本理念を以下のとおりとします。

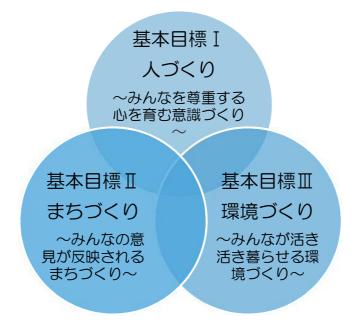
お互いの人権を尊重し合い、多様な市民が性別等にかかわりなく、あらゆる分野において対等に参画し、喜びも責任も分かち合い、多くの市民が活躍する活力ある社会を目指します。

多様な他者を尊重する思いやりにあふれる温かい地域社会の中で、人々が共に認め合い、学び合い、支え合いながら、個性と能力を発揮していきいきと活動し、様々な場面でより多くの人々が活躍している活力ある社会を実現します。



2 プランの目指す3つの基本目標

基本理念を実現するため次の基本目標を設定します。



3 プランの名称・期間

第2次多賀城市男女共同参画推進計画の名称は「史都 多賀城 共生と協働、総参画による市民総活躍推進プラン」とします。

第六次多賀城市総合計画と同じ期間とし、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。なお、環境変化等の要因により適宜見直します。

第1次プラン

多賀城市男女共同参画推進計画 「**史都 多賀城 やさしさ共生プラン**」 (平成23年度~令和2年度)

第2次プラン

第2次多賀城市男女共同参画推進計画

「史都 多賀城 共生と協働、総参画 による市民総活躍プラン」

(令和3年度~令和12年度)

4 第2次プランの性格

第1次プランに引き続き、男女共同参画社会の理念と目標や取組の方向性を示します。また今後重点的に取り組むべき項目を示し、具体的な取組等を定めます。

5 第2次プランの目標

目標の達成度を示す成果指標をまちづくりアンケートにおける「男女共同参画の理念が実現され、住みよい多賀城になったと感じる市民割合」とし以下の数値を目標に設定します。

第2次プランの目標値

	令和2年	令和7年	令和 12 年
目標値	-	令和2年の実績値より上昇 /	令和7年の実績値より上昇 /
実績値	52.4%		

(活用データ: まちづくりアンケート「あなたは、多賀城市が性別や国籍等で差別されず人権が尊重されているまちだと思いますか。」で「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の回答割合)

6 プランの位置付け

この計画は男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定する市町村男女共同参画計画に位置付け策定するもので、他の計画等の関係は次の図に示すとおりです。

関係法令

- 男女共同参画社会基本法
- 宮城県男女共同参画基本条例
- ・まち・ひと・しごと創生 法
- 女性活躍推進法
- ・配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関す る法律



上位計画

• 第六次多賀城市総合計画

第2次多賀城市男女 共同参画推進計画

史都 多賀城 共生と協 働、総参画による市民総 活躍推進プラン

関係計画

- •国 第4次男女共同参画基本計画
- 県 男女共同参画基本計画(第3次)
- まち・ひと・しごと創生 総合戦略(国、県、市)
- ニッポンー億総活躍プラン
- ・国 配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護等の ための施策に関する基本的 な方針
- ・県 配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護等の ための施策に関する基本計 画(第6次)

本市の主な関連計画

多賀城市教育大綱

多賀城市特定事業主行動計画

多賀城市地域福祉計画

多賀城市教育振興基本計画

7 プランの体系

2に示した基本目標を実現するために、基本目標ごとにキーワードを整理し、この取組の方向性を次のとおり定めます。なお、この体系は第 1 次プランを踏襲します。

基本目標	キーワード	取組の方向性
	(4) ユノ なで与べここ	①性別による偏見や、固定的な考え方の存在に気付く
I 人づくり	(1)みんなで気づこう	②差別することなく個人を認め合う
~みんなを尊		①家庭教育の中で学ぶ
重する心を育	(2) みんなで学ぼう	②学校教育の中で学ぶ
む意識づくり		③社会教育・生涯学習の中で学ぶ
~	 (3) みんなで広げよう	①意識啓発活動を充実させる
	(3) 670/4 (141) &)	②さまざまなメディアを活用して広報する
エキャベノハ	(1) ひんたで老うとこ	①男女それぞれの視点で考える
Ⅱ まちづくり	(1)みんなで考えよう	②調査研究と情報提供を推進する
~みんなの意見 が反映される	(2)みんなで関わろう	①地域活動を活性化させる
まちづくり~		②安心安全なまちづくりを推進する
より ラくり/ 9		③国際化を推進する
	(1) 羽め合い 士う合	①子育てや介護をする人たちを支援する
	(1) 認め合い、支え合う う環境をつくろう	②性別やライフステージに応じた健康づくりを支援す
Ⅲ 環境づくり		る
~みんなが活き	 (2) 働きめすい理培友	①働くための機会を充実させる
活き暮らせる	(2)働きやすい環境を	②働くための制度を周知する
環境づくり~	つくろう	③働くための機会や制度を活用できるようにする
	(3)暴力のない環境を	①身近な暴力を知り、許さないという意識をつくる
	つくろう	②暴力に困っている人たちの力になる

8 第2次プランに向けた現状と課題

基本目標 I 人づくり~みんなを尊重する心を育む意識づくり~

キーワード(1) みんなで気づこう

- 性別による偏見や固定観念がまだまだ根強い現状があります。
- ・ヘイトスピーチやヘイト本等による特定の国や国民に対する攻撃や、ネット上での過激で執拗な 誹謗中傷等が問題視されています。
- ・性的マイノリティへの無理解や無配慮が指摘されています。
- 児童生徒のいじめや、いじめを苦にした自殺の報道が後を絶ちません。不登校も少なくありません。

キーワード(2) みんなで学ぼう

・男女共同参画社会の実現に向け「人づくり」が極めて重要であるとの認識のもと、家庭・学校・社会の各教育分野において重要なテーマに掲げ取り組んできました。しかし基本目標 I ーキーワード(1)で記述したとおり、解決できない問題が今もって多い現状があります。

キーワード(3) みんなで広げよう

男女共同参画社会に向けては、政府も、また宮城県も注力し様々な取組を進めている一方、マスコミでも度々取り上げられ普及啓発の大きな機会になっています。本市においても広報多賀城での特集記事や男女共同参画 NEWS を発行し普及啓発に努めてきました。その結果、男女共同参画社会等の理念は浸透していると思われるものの、成果指標等の動き等から市民の関心が十分に喚起されているとは言い難いといえます。

基本目標Ⅱ まちづくり~みんなの意見が反映されるまちづくり~

キーワード(1)みんなで考えよう

様々な場面における計画立案や意思決定に男女が共に参画することを推進してきましたが、様々な分野において特に女性の参画、活躍が十分とは言い難い状況が認められます。

キーワード(2) みんなで関わろう

・市民活動、ボランティア活動等においては多様な主体の参画が進んでいる一方、特に町内会活動 や地域防災活動の分野において女性参画・活躍が十分とは言えません。

基本目標Ⅲ 環境づくり~みんなが活き活き暮らせる環境づくり~

キーワード(1)認め合い、支え合う環境をつくろう

- ・少子化が進行する今日、子育て支援、とりわけ保育サービスの充実は重要政策でもあり本市の保育所入所者数は増加しており、待機児童は減少しているもののゼロにはなっていません。また、出産育児に関する切れ目のない相談体制として多賀城版ネウボラ(※13)を整備し対象者の支援を行っています。こうした取組に対して出生数、普通出生率(※14)ともに低下しており少子化に歯止めがかかりません。一方、高齢者増加、長寿化傾向の中、家族にとって介護は依然として切実な問題です。
- ・法定の基本的な検診等に加え、本市独自事業として 1 歳児の健診、2 歳 6 月時の歯科検診、脳 ドック助成等を実施するとともに地域に出向いての健康教室等に取り組んでいます。

^{※13} ネウボラ:フィンランド語で「助言の場」を意味する。母親の妊娠期から子供の小学校入学まで、担当の保健師が子育てに関するあらゆる相談にワンストップで応じる仕組み。

^{※14} 普通出生率:人口 1,000 人あたりにおける出生数を指す。(=粗出生率)

キーワード(2)働きやすい環境をつくろう

・ワーク・ライフ・バランスのため各種制度の普及等を進めてきましたが、例えば市職員において は男性の育児休暇取得が少なく、また年次有給休暇の取得率も低調であり、時間外勤務が一定程 度発生しています。また一方では女性職員の管理職の増加を推進することが必要です。事業所と して市役所が働きやすい環境になっているか否か、検証が必要です。

キーワード(3)暴力のない環境をつくろう

• DVや虐待、性暴力、各種ハラスメントの報道が後を絶ちません。子どもや高齢者、女性等弱い立場の人々の被害が目立ちます。

以上のような現状と課題を踏まえ、次章では2次プランの重点項目を設定します。



第4章 第2次プランの内容

第2次プランの重点項目

第3章に掲げた基本理念や基本目標を達成するため、第2次プラン期間中、特に重点的に取り組むべき項目を次のように設定します。

基本目標	キーワード	重点項目
	(1) みんなで気づこう	①人権の尊重と男女共同参画の理
I 人づくり	(2) みんなで学ぼう	解促進、意識醸成
~みんなを尊重する心		②多様性の理解と尊重
を育む意識づくり~	(3) みんなで広げよう	③女性の職業生活における活躍の
		推進
Ⅱ まちづくり	(1) みんなで考えよう	
~みんなの意見が反映 されるまちづくり~	(2) みんなで関わろう	④地域住民自治への総参画
田 理会ベノハ	(1) 認め合い、支え合う環境をつ	⑤ワーク・ライフ・バランスの推進
□ 環境づくり	くろう	⑥健康の推進
~みんなが活き活き暮	(2) 働きやすい環境をつくろう	⑦DV、虐待、ハラスメント、性暴
らせる環境づくり~	(3) 暴力のない環境をつくろう	力の根絶

重点項目 1 人権の尊重と男女共同参画の理解促進、意識醸成 ア 課題・取組の方向性

人権は人が幸せに生きるために万人に与えられた権利であり、社会の普遍的価値である人権尊重は 男女共同参画社会の基盤をなすものです。しかし「第2次プランに向けた現状と課題」でふれたよ うに、私たちの社会では人権尊重を揺るがす事態も散見されます。私たちは男女協働参画社会の形成 に向けて、原点に立ち返り改めて人権尊重を学ぶ必要があるのではないでしょうか。

また、男女共同参画社会の形成が社会的に要請される中、平成 11 年に基本法が制定され、以来各方面においてその実現に向けた取組が進められてきました。その結果、理念は広く浸透し様々な場面で新しい秩序が構築されてきましたが、一方では性別による偏見や固定観念、性別役割意識が人々に根強く残っているのも事実で、このことが男女共同参画社会の弊害になっている現実もあります。

2年白書によると、例えば男性一般労働者を 100 とした場合の女性一般労働者の給与水準は 74.3 と格差があり、夫は外で働き妻は家庭を守るべきという考え方に対して女性は賛成 31.1%、 反対 63.4%に対し男性は賛成 39.4%、 反対 55.6%と未だ男性の半数近くは賛意を表しています。 6 歳未満の子を持つ夫婦の家事・育児時間は妻の 7 時間 34 分に対して夫は 1 時間 23 分、介護、 看護のための離職者は女性 7 万 5 千人、男性 2 万 4 千人といずれも男女間で差が認められます。

これらのデータから男女の差に固定観念や性別役割意識が少なからず影響していると考えられます。性別に捉われた生きにくさを解消し、一人ひとりがいきいきと暮らしていける環境づくりが必要です。

このようなことからアンコンシャス・バイアス(※15)に気づく取組を地道に行うことが必要になっています。

^{※15} アンコンシャス・バイアス:「無意識の偏見」「無意識の思い込み」。性別、国籍、年齢等による偏見等、自分自身が気付いていない、ものの見方や捉え方のゆがみ、偏り、思い込みを表す。

イ 施策、事業の基本方針

このテーマは男女共同参画社会に向けて最も基本的なものです。このテーマを進めるためには一人ひとりの気づきを促進することが何より重要になります。気づきがなければ関心を喚起することも、学びに進化させることも困難です。気づきの促進のため、各種媒体を活用して人権尊重や男女共同参画に関する普及啓発に取り組みます。また、社会教育の場で学びを深めることが効果的であり、各公民館による成人教育事業(連続講座)に、男女共同参画をテーマにしたカリキュラムを含めることで無関心層に対してのアプローチを図ります。

子どもたちが幼いときから人権尊重や男女共同参画の意識を持つことはとても大切です。このため学校教育の場でこれらを学ぶことができる機会の充実に取り組みます。また、学校教育支援のため教職員に対する研修に取り組みます。加えて学校から保護者への情報提供に努めこのテーマに関する家庭教育を促します。

ウ 具体的な取組

- 広報多賀城へ特集記事の掲載
- 市が発行する「男女共同参画 NEWS」への記事掲載
- 社会教育連続講座カリキュラムへの導入
- 学校教育における男女共同参画教育の推進
- 教職員への研修
- 家庭教育の促進



エ 指標と目標値

指標	基準値	目標値
広報多賀城掲載回数(実績調査)	第 1 次プラン中 16 回	16回以上
男女共同参画社会をテーマとした出前	第1次プラン中 0回	1 回/年
講座実施回数		
男女共同参画 NEWS 発行	4回/平成31年	4回/年

重点項目2 多様性の理解と尊重

ア 課題・取組の方向性

私たちの社会は老若男女の違いに加えて、国籍や人種、宗教や思想信条、障害の有無、性自認(※16)や性的指向(※17)等様々な違いのある人々で構成されています。

こうした違いに関わりなく、一人ひとりが平等で個人として尊重されなければなりません。 違い、多様性を理解し合い、認め合い、尊重し合うことが、人々が共に支え合い、安心して自分 らしく住み続けることができる社会の条件と言えます。

本市においても近年、市内の企業で働く外国人労働者が増えてきました。市内で共同生活を送りながら技術の習得や家族への仕送り等それぞれの目的で働く方々ですが、文化や習慣の違い、 或いは地域社会の生活ルールの不案内等から近隣住民とトラブルに発展するケースも認められます。言葉の壁はコミュニティを阻害します。コミュニケーションの支援が求められます。

^{※16} 性自認:身体構造上の性別とは関係なく、自らの性別をどう認識しているかという自己意識の概念。

^{※17} 性的指向:人の恋愛、性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛、性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、両方に向かう両性愛などを指す。

また、市議会でLGBT等の性的マイノリティの方々に対する理解と配慮が複数回にわたり提起されました。無理解や無配慮が生きにくさにつながっており多様性の阻害要因になっています。理解と尊重が必要です。

企業ではダイバーシティ(※18)経営やダイバーシティマネジメントが進められています。これは性別、人種、国籍、宗教、年齢、学歴、職歴等の多様さを活かし、企業の競争力につなげる経営上の取組のことを指します。米国では女性やマイノリティの積極的な採用や、差別のない処遇を実現するために広がった取組です。日本においては、人種、宗教等の多様性よりも、性別やワークスタイル、障害者採用等で使われることが多い傾向がありますが、取組を進める企業が増加しています。ダイバーシティ企業が競争優位性や企業価値の向上につながることを踏まえ、市役所も将来に向けてダイバーシティ経営の推進に努めます。

イ 施策、事業の基本方針

市内に住む外国人労働者と地域住民の交流を促進し、お互いに顔の見える関係性の構築に努めます。外国人労働者に地域の生活文化や生活上のルールを伝達し、お互いが気持ちよく安心して居住できる関係づくりとともに、地域住民が外国人との交流によって異文化に触れる機会をつくります。このため交流機会のコーディネート役として多賀城市国際交流協会の参画を促します。

性的マイノリティの理解促進に関しては、パネル展や市職員対象の研修会、トークイベント、映画上映等平成 29 年度から 8 回に渡り事業に取り組んできました。これらの事業を今後とも継続し理解促進に努めます。

ウ 具体的な取組

- 外国人労働者と地域住民の交流会開催
- 性的マイノリティ理解促進のための事業実施
- 公文書における性別記載欄の要・不要の検討

工 指標と目標値(第2次プラン計画期間中:累計)

指標	基準値	目標値
外国人労働者と地域住民の交流会開催回数	第 1 次プラン中 3 回	12 🗆
性的マイノリティに関する理解促進事業の実施事業数	第 1 次プラン中 8 回	10 🗆
性的マイノリティに関する理解促進事業の事業参加者数	第 1 次プラン中 230 人	300人

重点項目3 女性の職業生活における活躍の推進

ア 課題・取組の方向性

男女があらゆる場面で同じ権利と機会を有することは、民主主義の基本であり、男女がともに多様な選択ができ、活躍できるための環境整備は女性活躍の推進に向けた基盤です。家事、育児、介護の多くを女性が担っている現状の中で、就業の希望が叶わない女性も少なくありません。こうした現実から女性を潜在力と見て、その活躍を推進する法制度が整備されています。

^{※18} ダイバーシティ:「多様性」を指す言葉。性別や年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

2年白書によると、生産年齢人口における女性就業率は69.6%でOECD 諸国の平均値をわずかに上回るものの35か国中14位となっています。平成31年の女性就業希望者は231万人存在しており、また求職しない理由として「出産・育児のため」が31.1%と最も多くなっています。本市における女性活躍の状況は図表-22のとおりです。

図表-22 本市の女性活躍の状況

	イバトシンスト	こうしゅとくうりくかし
内容	男性	女性
15歳以上における就業者割合(平成27年国勢調査)	73.6%	49.3%
市役所職員数(平成31年)	221人	174 人
市役所管理職数(平成 31 年)	58人	7人
町内会長数(平成31年)	46人	〇人
附属機関委員(19機関)	155人	49人

上記の状況から本市にあっては女性の力が潜在化していると考えられます。

このようなことから女性の就業を支援する取組、様々な組織・機関において女性の参画を促進し様々な立案や決定に女性の意見を反映させる取組、企業の経営層や市役所の管理職へ女性を登用し女性活躍を促進する取組が必要になっています。

イ 施策、事業の基本方針

本市では平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、令和2年4月には4期目の計画を策定し職員の子育てと仕事の更なる両立に取り組んでいます。平成28年には女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性活躍に向けた各種取組を展開する一方、令和3年4月を初年度とする第2期計画の策定を進めています。当該重点テーマに関する施策、事業に関してはこれら2つの行動計画に基づく取組を事業主として推進し、これらの取組、成果を生かして市内事業者への普及啓発を行います。

女性の就業率を高めるため保育サービスのさらなる充実に取り組む一方、介護サービスの普及啓 発に取り組みます。

計画の立案や様々な意思決定に女性の意見を反映させるため付属機関の女性委員を増やします。女性活躍に関する普及啓発に努めます。

ウ 具体的な取組

- 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法 に基づく行動計画の推進と進行管理
- 保育サービスの充実
- 付属機関の女性委員登用
- 女性活躍に関する普及啓発
- 女性団体・ネットワーク形成を支援



エ 指標と目標値

指標	基準値(平成31年)	目標値
保育所待機児童数(国定義)	46人	人〇
保育所入所児童数	1,323人	1,490人
(子ども子育て支援事業計画)		
市役所の女性管理職(5級以上)割合	12.06%	30.0%
(国の第5次男女共同参画基本計画目標値)	(58人中7人)	
委員会等の女性委員割合(19機関)	24.0%	30.0%
(男女共同参画 目標値)	(204 人中 49 人)	

重点項目 4 地域住民自治への総参画

ア 課題・取組の方向性

生産年齢人口が減り、高齢者が長寿化しながら増え、同時に人口が減少するという今日の人口減少にあって、地域社会では地域社会毎に様々な生活課題が発生しています。高齢世帯や独居高齢者の増加は安否確認や身近な生活支援が必要であり、子どもたちの現状は学校、家庭に加えて地域社会が教育に参画しそれぞれが連携協力して子どもたちを育成してゆくことが求められています。

災害が各地で毎年のように発生しています。避難の指示がありながら避難をせず、結果として犠牲になる人々が後を絶たず、とりわけ高齢者の犠牲が目立ちます。また、8050問題(※19)がクローズアップされる中、内閣府では40歳から64歳までの引きこもりが全国に61万3千人いるとの推計を発表しました。

本市においては、地域内に発生する身近な問題課題の解決には自治会・町内会が主導的に取り組んできましたが、加入者の減少や役員のなり手不足など、活動実践者の減少が顕著です。また高齢者の生活支援や見守りには地域の民生委員児童委員が献身的に取り組んでいますが、対象者が著しく増加しているうえ高齢者の孤立傾向や個人情報保護の社会的な要請、貧困や障害といった複雑で多岐に渡る問題を抱える世帯の存在により支援を難しくしています。

このような今日の地域社会にあっては住民の参画と行動をベースに地域に縁のある様々な属性型 団体、目的型団体等が協働で課題解決に取り組むことが不可欠になっています。こうした住民自治 活動や市民活動に、老若男女を問わずより多くの住民が参画することが求められています。

イ 施策、事業の基本方針

区長制度廃止後の新しい住民自治制度が令和2年度からスタートしました。地域の住民自治の重要性を普及啓発し、自治会・町内会への加入を促進します。住民が総参画し地縁型組織に加え目的型組織、属性型組織、市民活動団体等が協働で地域社会が総力を挙げた住みよい地域づくり活動の促進のため、地域運営組織の形成を進めます。

ウ 具体的な取組

- 自治会・町内会の加入促進
- 目的型組織、属性型組織の地域運営組織参画の働きかけ
- 地域運営組織設立促進

エ 指標と目標値(第6次総合計画:前期目標値)

指標	基準値(平成31年)	目標値
地域活動参加率(まちづくりアンケート)	29.3%	35.0%
自治会・町内会活動の必要性を理解している市民割合	43.2%	50%
地域運営組織設立数	0	6

重要項目 5 ワーク・ライフ・バランスの推進

ア 課題・取組の方向性

生産年齢人口の減少が進む中、経営組織にあっては人材の確保が命題になっており、今後ますます人材確保が困難になることが予想されます。しかし一方では働きたくても様々な事情により働くことが困難な層が存在しており、特に育児や介護、家事の主要な担い手となっている女性に多いと言われています。また長時間労働や転勤等の伝統的な男性中心型労働慣行はますます女性の就労を困難なものにしています。

働きたい人すべてが、個性と能力を発揮し活躍できることは活力ある豊かな社会の源泉であ り、そのための環境整備が求められます。

また充実した人生のためには仕事に加えて家庭生活、地域活動さらには人との交流、旅行、読書、生涯学習等人生に彩りを添える趣味や教養を高める営みも欠かせません。従って人材確保が経営組織の命題である以上、企業ではワーク・ライフ・バランスの推進が必須の取組になっています。

本市においては市役所が事業所としてワーク・ライフ・バランスを推進し、その取組を市内事業所に普及する主導的な役割を担うことが求められます。

イ 施策、事業の基本方針

保育の充実や介護サービスの普及啓発を進めるとともにこれらのサービスの周知に努めます。 また、事業所としての市役所職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、市役所の取組を紹介し 市内事業所への波及を図ります。多賀城工場地帯連絡協議会の組織を活用し市内事業者における 先進的な取組を調査し、それを市役所に活かしつつ他事業所にも紹介し普及を図ります。

ウ 具体的な取組

- ・ 保育サービスの充実
- 介護サービスの普及啓発
- 次世代育成支援対策推進法に基づく多賀城市特定事業主行動計画の進行管理
- 市役所での取組の成功事例の紹介



エ 指標と目標値

指標	基準値(平成31年)	目標値
保育所待機児童数(国定義)	46人	0人
保育所入所児童数	1,323 人	1,490人
(子ども子育て支援事業計画)		
男性職員の育児のための特別休暇取得率	53.8%	80%
(多賀城市特定事業主行動計画目標値)		
年次有給休暇取得日数5日以上の職員割合	78.5%	100%
(多賀城市特定事業主行動計画目標値)		

※目標値は子ども、子育て支援事業計画における令和6年度の値

重点項目6 健康の推進

ア 課題・取組の方向性

人々がいきいきと日常生活を送り、社会の様々な場面で活動しまた活躍するために健康の保持増進が重要であり、心身の健康について正しい知識や情報を知り、適切な医療や健康支援が受けられる環境整備が求められています。特に女性特有の疾患や、男性とは異なる健康上の問題もあり、このことを女性が理解することはもちろん、男性が理解することも必要です。

2年白書によると平成30年の男性平均寿命が81.25歳、女性87.32歳と年々増加傾向にある一方で、健康寿命は男性72.14歳、女性74.79歳となっており、健康寿命の延伸が極めて重要になっています。

また、新型コロナウイルス感染拡大で感染症対策に関する関心が高まっており、感染予防対策や 免疫力を高めようとする様々な取組が急速に広がりを見せています。

国は、平成 12 年から国民の健康づくり運動である「健康日本 21」を展開しており、また、日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のため、平成20年から40歳から74歳までを対象とした特定健診・特定保健指導を制度化する等国民の健康づくりを推進しています。

本市においては、ライフステージ毎のきめ細かな健康支援が重要との認識のもと、法制度に基づくものはもちろん法定以外の市独自の様々な健康支援事業に取り組んでいます。

図表-23 は健康をテーマとした、地域に出向いての出前講座の実績です。

健康への関心が高く、他テーマと比較して回数、受講者数とも高い水準を維持しています。

図表-23 出前講座実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
回数	35 🗆	41 🗆	44 🗆	29 🗆	39 🗖
受講者数	740人	1,077人	1,169人	612人	852人

「健康」は人々の豊かな人生、幸せな地域社会に向けて最も基本的なテーマであり、強力に推進することが必要です。これまでの取組を着実に進めるとともに、きめ細かな情報提供や個別相談等によって年齢、性別、個々人の状態に応じた一人ひとりの健康を支援することが求められます。

イ 施策、事業の基本方針

高齢者が増加しさらに長寿化する今日の高齢化にあって健康寿命を延伸し、健康で自立した人生を送ることが重要であり、この分野の取組を進めます。市民の健康づくり支援に関し母子保健、食育、成人保健等の分野で市独自の取組を進めてきましたが、引き続き推進します。

女性は妊娠、出産や女性特有の疾患等もあり、自らの健康と権利を守って心身ともに豊かに生きていくことが必要です。このためリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(※20)の理解促進に努めます。

ウ 具体的な取組

- 高齢者の健康づくり支援のための事業
- 母子保健事業
- 食育関係事業
- 成人保健事業
- ・ 健康づくり関係団体、機関とのネットワーク形成
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発

エ 指標と目標値

指標	基準値	目標値
	(過去5年平均値)	
健康出前講座実施回数	370	基準値より上昇
健康出前講座受講者数	890人	基準値より上昇

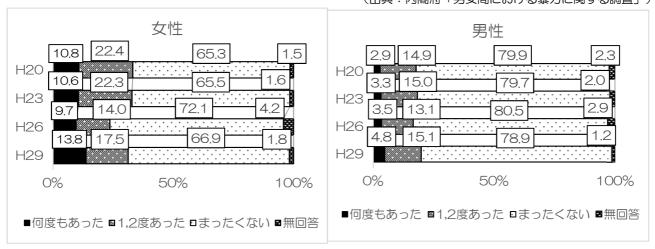
重点項目 7 DV、虐待、ハラスメント、性暴力の根絶

ア 課題・取組の方向性

DV、虐待、ハラスメント、性暴力等はほとんどの場合犯罪行為であり、重大な人権侵害です。被害者は多くの場合、女性や子ども、高齢者等弱い立場の人々です。図表-24が示すとおり配偶者からの暴力等によって女性が被害を受けることが多く、その背景には固定的性別役割意識等の社会的かつ構造的な問題があると考えられます。

^{※20} リプロダクティブ・ヘルス/ライツ:「生殖に関する健康と権利」を表す言葉。リプロダクティブ・ヘルスとは性 や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らし く生きられること。リプロダクティブ・ライツとは、本人の身体に関することを自分自身で決められること。

図表-24 配偶者から「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを受けた経験(左:女性、右:男性) (出典:内閣府「男女間における暴力に関する調査」)



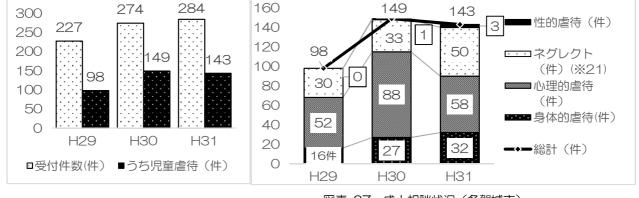
全国 283 箇所に設置されている配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は平成 26 年度以降 10 万件を超える水準となっており、平成 29 年度は 106,110 件の相談が寄せられており、高水準で推移しています。

育児放棄や親からの暴力によって幼い子どもが犠牲になる痛ましい事件も後を絶たず、一握りとは思われるものの家庭内の危機的な状況が見て取れます。

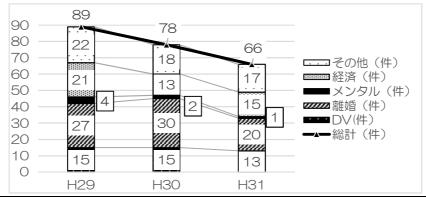
図表-25 は市の家庭児童相談で受け付けた相談状況です。図表-26 は児童虐待の種別です。図表-27 は成人相談の受付状況です。

図表-25 家庭児童相談状況(多賀城市)

図表-26 児童虐待種別(多賀城市)



図表-27 成人相談状況(多賀城市)



※21 ネグレクト:養育すべき者が食事や衣服の世話を怠り、放置すること。育児放棄。

性暴力事件の報道も散見され、この場合の被害者も多くの場合は女性です。

重大な人権侵害であり、また犯罪若しくは犯罪性が極めて高いこれらの行為は決して許さるものではなく、これらの根絶に向けて国では、令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、令和2年から令和4年までの3年間を集中強化期間と定めました。

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントに関する各所への相 談件数も増加傾向にあると言われています。

ハラスメントについては、明確な犯罪行為、人権侵害行為のケースから、受けた側の感じ方によってハラスメントとなり得るケースまで幅の広いものです。軽微なものであっても人の尊厳を傷付けることに変わりはなく、あらゆるハラスメントを根絶することが男女共同参画社会に向けた課題と言えます。

イ 施策・事業の基本方針

家庭における人間関係やDV、児童虐待などについて、今後とも相談対応に取り組むとともに、相談しやすい環境づくりや普及啓発に努めます。また、DV、虐待等は多賀城市要保護児童対策地域協議会を開催し、子どもの人権を守る地域のネットワークの強化に取り組みます。また、家庭の問題が複雑化、多様化しており、母子保健、障害、教育の各分野と共有を行い切れ目のない支援に取り組みます。

一方、ハラスメントに関して理解を促進するための取組が必要です。

ウ 具体的な取組

- DVや虐待に関する相談窓口の周知、相談体制の充実
- ハラスメント理解促進のための広報活動
- 情報交換と支援、ケアのための各種会議の開催
- 関係機関との連携による被害者の安全確保、自立支援

エ 指標と目標値

指標	基準値	目標値
広報回数	1 回/年	2回/年
児童虐待に関する出前講座実施回数	〇回/年	1回/年
DV に関する出前講座実施回数	〇回/年	1回/年



第2次多賀城市男女共同参画推進計画

史都 多賀城 共生と協働、総参画による市民総活躍推進プラン

令和3年4月

発行/宮城県多賀城市

編集/宮城県多賀城市総務部地域コミュニティ課

〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号

TEL (022) 368-1141 内線 251~253

FAX (022) 368-2369

e-mail <u>simin-power@city.tagajo.miyagi.jp</u>

ホームページアドレス http://www.city.tagajo.miyagi.jp